

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。） 25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年3月5日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分は取り消されるべきと主張しているものと解される。

2018年3月と同額にもどしてほしい。生活が4月から減額により苦しくなったから。何故減額になったのか知りたい。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年9月12日	諮問
平成30年10月19日	審議（第26回第3部会）
平成30年11月16日	審議（第27回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」と定めている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

法25条2項によると、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」とされている。

#### (1) 年齢改定について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10・1によると、「保護を継続して受ける者について、基準生活費の算定に係る満年齢の切替えは、毎年1回4月1日に行うことができる」とされ、「4月1日に行なう切替えは、3月31日までに基準生活費の変更を必要とする満年齢に達した者について行なう」とされている。

保護基準別表第9によると、東京都区部の級地区分は1級地－

1である。保護基準別表第1・第1章・1・(1)・ア・(ア)・第1類によると、平成30年度の東京都区部（1級地－1）における基準生活費（居宅）のうち年齢区分がある第1類②の月額は、年齢区分60歳～69歳で38,990円、年齢区分70歳以上で33,830円とされている。

## (2) 介護保険料加算について

保護基準別表第1・第2章・7によると、介護保険料加算について、「介護保険の第一号被保険者であって、介護保険法第131条に規定する普通徴収の方法によって保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実費とする」とされている。ここにいう第一号被保険者とは、市町村又は特別区の区域内に住所を有する65歳以上の者のことをいうとされている（介護保険法9条1号）。

また、局長通知第7・2・(2)・ケ・(ア)においても、「介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実費を認定すること」とされている。

〇〇区介護保険条例（以下「条例」という。）4条2項及び1項1号並びに介護保険法施行令39条1項によると、生活保護被保護者の介護保険料（平成29年度）は年額26,460円である。また、条例5条1項によると、介護保険料の普通徴収は、各年度において6月から翌年3月まで各月（10期）の納期があり、被保険者は各月末日までに納期ごとの分割金額を納付しなければならないとされている。

## (3) 冬季加算について

保護基準別表第1・第1章・1・(2)・イによると、東京都の冬季加算地区区分はVI区に当たる。

そして、保護基準別表第1・第1章・1・(1)・ア・(ア)・第2類によると、東京都内（VI区）における冬季加算は、一人世帯にお

いては、11月から翌年3月までに限り月額2,580円を計上することとされている。

また、局長通知第7・2・(1)・アによれば、「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者…(略)…が世帯員にいる場合であって、保護の基準別表第1・第1章の1の(1)に規定する地区別冬季加算額によりがたいときは、地区別冬季加算額に1.3を乗じて得た額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を10円に切り上げた額とする。)の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない」とされている。

## 2 本件処分の検討

### (1) 年齢改定について

請求人は、平成19年9月14日から生活保護が開始されているところ、生年月日が昭和22年6月4日であるから、平成29年6月4日で満70歳となったため、処分庁は、局長通知第10・1に基づき、平成30年4月1日を変更日として、請求人の年齢区分を「60歳～69歳」から「70歳以上」へ変更した。これに伴い、処分庁は、請求人の基準生活費(居宅第1類②)の月額を38,990円から33,830円に変更したことが認められる。

したがって、年齢改定については、保護基準等に従い適正に行われていると認められる。

### (2) 介護保険料加算について

請求人は、〇〇区内に住所を有し、かつ平成24年6月4日に65歳になったのであるから、同日以降継続して介護保険の第一号被保険者であることが認められる。そして、第一号被保険者である請求人は、平成29年6月から平成30年3月まで毎月介護保険料の納付義務を負っていたため、同期間中において納付額の実費が保護費として加算されていたことが認められる。

他方、〇〇区においては、平成30年4月及び5月は介護保険料の納期ではなく（条例5条1項）、請求人は、両月分の介護保険料の納付義務を負わないため、保護費として介護保険料の加算は行われないことから、処分庁は、平成30年4月1日付けで請求人に対する介護保険料加算を削除したことが認められる。

したがって、介護保険料加算削除については、保護基準等に従い適正に行われていると認められる。

### (3) 冬季加算について

請求人は、平成29年11月から平成30年3月まで冬季加算を受けていたが、同年4月から10月までは冬季加算の対象外であるから、処分庁は、平成30年4月1日付けで請求人に対する冬季加算（特別基準）を削除したものと認められる。

したがって、冬季加算削除については、保護基準等に従い適正に行われていると認められる。

### (4) 結論

上記(1)ないし(3)のとおり、本件処分は、保護基準等に則って適正に行われたものであり、また、保護費の算定において違算等も認められないことから、違法又は不当な点があるとは認められない。

## 3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成